

2026年3月6日

お客さま各位

株式会社きらぼし銀行

## 住宅ローン基準金利改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

きらぼし銀行は、市場金利上昇等を受けて、下記のとおり住宅ローン基準金利の引き上げを実施しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 実施日

2026年4月1日(水)

#### 2. 住宅ローン基準金利

変更前	変更後	改定幅
年 2.875%	年 3.125%	+0.25%

#### 3. 新レート適用について

##### (1) 変動金利ご利用中の場合

- ① 2026年3月31日以前に当行住宅ローンをお借入れの方

基準金利の見直し日：2026年4月1日

新利率の適用開始日：2026年6月の返済日翌日

(2026年7月約定返済分より反映されます)

返済予定表の発送時期：5月の約定返済後、順次郵送にて発行

- ② 2026年4月1日以降にお借入れの方

変更後の住宅ローン基準金利(3.125%)を基に適用金利が決まります。

以降、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、住宅ローン基準金利を見直しいたします。

##### (2) 固定金利ご利用中の場合

固定期間終了後、その時点での住宅ローン基準金利が適用されます。

以上

## 住宅ローン金利について

### Q1\_変動金利が上がった場合、返済額は変わりますか？

A1\_ 「5年ルール」および「125%ルール」により、お借入れの住宅ローンの金利が変更されても、返済額の見直しは5年ごと、かつ、これまでの返済額の125%を超えない範囲となります。

#### 〈5年ルール〉

お借入れの住宅ローン金利が変更されても返済額の見直しは5年ごと(※)に行います。

10月1日を5回経過するまでは、返済額は変わりませんが、ご返済額の内訳(元金の返済部分と利息のお支払い部分の内訳)が変わります。

※お借入日(固定金利を選択した場合、固定金利期間の終了日)から10月1日を5回経過するまでを指します。したがって、最初の見直しまでは5年に満たない場合もあります。以降は、10月1日を5回経過するごとに返済額の見直しを行います。

#### 〈125%ルール〉

返済額の見直しが行われる際、新しい返済額がこれまでの返済額の125%を超えることがないようにするルールです。

### Q2\_新しい金利へ変更後の返済額はどうすればわかりますか？

A2\_返済予定表をご確認ください。変動金利ご利用中の場合は11月の約定返済日から1週間程度を目安に郵送いたします。固定金利ご利用中の場合は、固定金利終了後から1週間程度を目安に郵送いたします。

### Q3\_変動金利から固定金利への変更はできますか？

A3\_3年、5年、10年、20年のいずれかの期間の固定金利をご選択いただけます。適用金利、お申込みについてはお取引店(融資取扱店舗)の窓口にご相談ください。

※固定金利に変更する場合の手数料：5,500円(税込)